

第8節 ICT 国際戦略の推進

1 概要

1 これまでの取組

総務省では、政府全体のインフラ海外展開戦略である「インフラシステム海外展開戦略2030」（令和6年12月24日経協インフラ戦略会議決定）^{*1}に基づき、デジタルインフラやデジタルソリューションの海外展開について、案件発掘、案件提案、案件形成等の展開ステージに合わせ、人材育成・メンテナンス・ファイナンス等を含めたトータルな企業支援を通じて精力的に取り組んできた。

また、米国をはじめとした二国間での政策対話やG7、G20等の多国間での場を活用し、国際ルール形成に向けたデジタル経済に関する議論、国際的なルール形成に関する議論等に積極的に関与し、国際的な枠組み作りに貢献してきた。

さらに、光海底ケーブル、5Gネットワーク等のデジタルインフラが国民生活や経済活動を支える基幹的なインフラとなるなかで、経済安全保障の観点からも、国際連携等を通じ、それらの安全性・信頼性の確保等に取り組んできた。

2 今後の課題と方向性

社会・経済のデジタル化が加速する中、通信ネットワークの整備・高度化や課題解決に効果的なデジタルソリューションへのニーズが増大している。また、経済安全保障に関する議論が活発化するなかで質の高いインフラの重要性がクローズアップされている。こうした中、二国間、多国間での枠組みを活用し、我が国の有する質の高いインフラを海外に展開することは、各国の社会課題のみならず、気候変動等の世界的な課題の解決に寄与し、更には国連持続可能な開発目標（SDGs）の実現に貢献するものである。また、我が国のデジタル技術の普及、開発の土壌の整備により国際競争力を高めてプレゼンスを示していくことは、我が国の経済の発展のためにも重要である。

このような状況の下、総務省では、2025年6月、「インフラシステム海外展開戦略2030」の中核を成すデジタル分野について、2030年頃を見据えて、国際競争力強化及び経済安全保障の確保に向けた各種政策を進めるにあたっての基本的考え方を定めるとともに、今後具体的に取り組む事項をまとめた「デジタル海外展開総合戦略2030」^{*2}を策定した。今後、同戦略に基づき、グローバルファースト、マーケットイン、同志国との連携強化といった考え方を柱として、国際競争力の強化や経済安全保障の確保の観点から重点分野を設定し、研究開発からグローバルな市場獲得まで一貫した戦略的な取組を推進していくこととしている。

また、引き続き、デジタル分野における国際的なルール形成を先導していくため、国際会議等の場を活用し、国際的議論に積極的に参画していくことが重要である。

2 デジタルインフラなどの海外展開

社会・経済のデジタル化が進む中で通信インフラ・サービスへのニーズが世界的に増大していることを踏まえ、総務省では、我が国のデジタル産業の国際競争力強化及びデジタル技術を活用した世界的な課題解決の推進を目的に、デジタルインフラ等の海外展開支援等を推進している。

^{*1} インフラシステム海外展開戦略2030
<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keikiyou/dai58/siryou6.pdf>

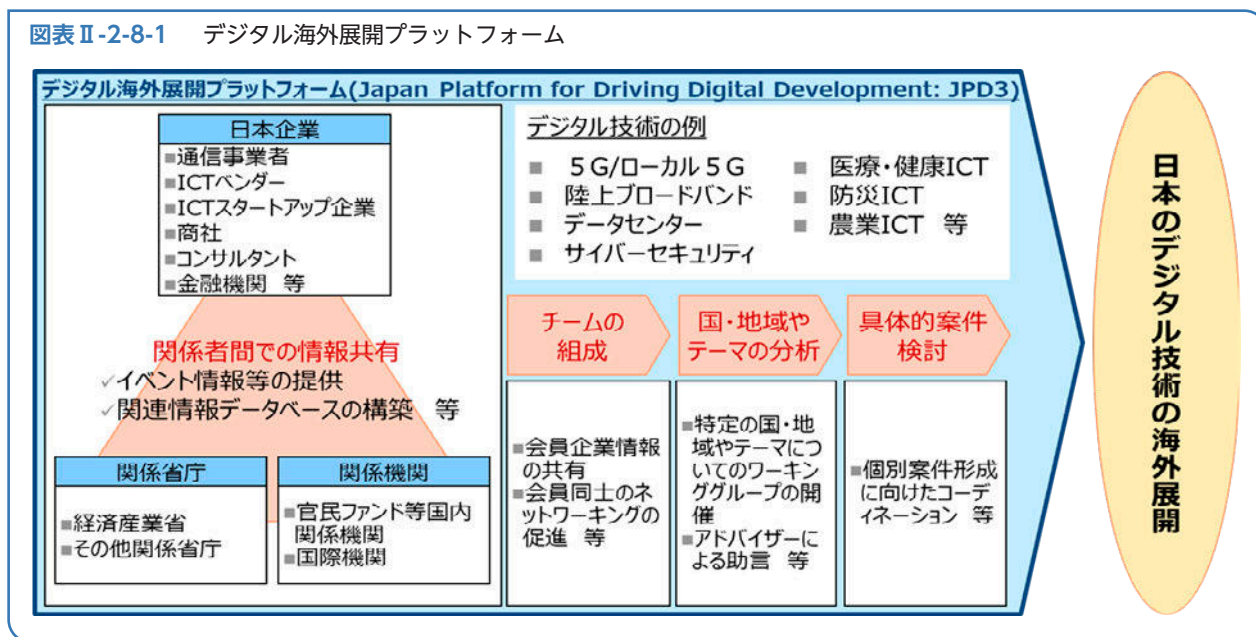
^{*2} 「デジタル海外展開総合戦略2030」の公表（2025年6月11日）
https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01tsushin06_02000319.html

1 総務省における海外展開支援ツール

総務省では、我が国の質の高いデジタルインフラ等の海外展開について、基礎調査から実証事業までのそれぞれのフェーズに応じた支援を通じ、各国の事情・課題を踏まえた取組を実施している。

また、2021年2月には、総務省主導で日本のICT海外展開を支援するための官民連携の枠組みである「デジタル海外展開プラットフォーム」を設立した（図表Ⅱ-2-8-1）。この枠組みには、2026年2月現在、我が国のICT企業等を中心に300を超える会員や関係省庁・機関等が参加し、データベースによる世界各国・地域（90か国）に関する情報共有、ワークショップの開催、チーム組成や具体的プロジェクトの検討を進めている。

図表Ⅱ-2-8-1 デジタル海外展開プラットフォーム

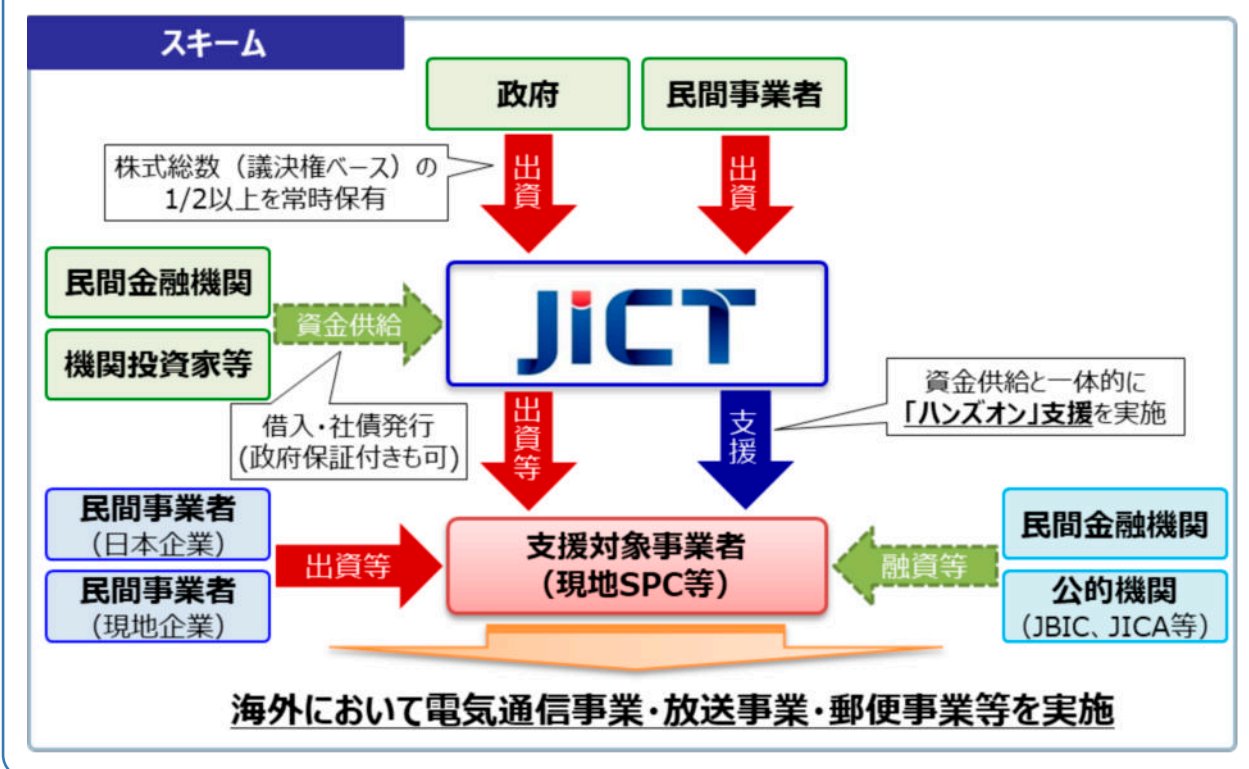


2 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構（JICT）

総務省所管の官民ファンドである株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構（JICT）では、海外において通信・放送・郵便事業を行う者やそれを支援する者に対して投資やハンズオン等の支援（図表Ⅱ-2-8-2）を実施しており、2026年3月末現在、累計約2,282億円の出融資について支援決定済みである。

また、総務省は、JICTにおいて設置期限内の投資回収が見込めないために支援が困難となっている事例が出始めている状況を踏まえ、JICTが引き続き我が国事業者の海外展開支援を推進するためJICTの設置期限を10年間延長するという内容の「株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の一部を改正する法律案」を2026年3月に国会に提出し、同法律案は同年4月に成立した。

図表Ⅱ-2-8-2 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構（JICT）を通じた支援



3 分野ごとの海外展開に向けた取組

ア 基幹通信インフラ

モバイル通信網については、2021年、エチオピア政府から、同国の携帯電話事業について我が国企業を含む国際コンソーシアムへライセンスの付与が承認され、2022年10月に商用通信サービスを開始した。これを契機として、同国及びアフリカ地域へデジタルソリューションを展開している。

光海底ケーブルについては、JICTを通じて東南アジアを中心とした地域における光海底ケーブル事業（総事業費約4億米ドルのうち最大7,800万米ドルの出資等を支援決定）を支援しているほか、2020年8月にインドのモディ首相から発表されたインド洋における光海底ケーブル敷設計画について、2021年9月から同地域のプロジェクトに我が国企業が参画し、2023年7月に完成している。さらに、通信環境が比較的整っていない太平洋島嶼国の通信環境の改善についても、有志国や関係省庁・機関とも連携し取り組んでいる。また、2023年7月に欧州委員会との間で安全で強靱かつ持続可能なグローバル接続性のための海底ケーブルに関する協力覚書^{*3}に署名した。

5Gについては、国際場裡で安心・安全な5Gネットワークの重要性が議論される中で、オープンでセキュアなネットワークを実現する技術として注目されるオープンRANやそれを活用したシステムの海外展開に取り組んでいる。例えば、インドネシアにおいては、技術実証をはじめとする様々な支援を展開し、官民一体となって取組を進めてきた結果、2025年には、我が国企業と現地企業との間でオープンRAN技術を活用した5G固定無線アクセス（FWA）サービスに関する商業契約が締結される成果が挙げられている。今後も我が国企業によるグローバルシェアの拡大に向けて取組を加速させていく。

データセンターについては、2021年3月から、ウズベキスタンにおいて、同国の通信環境の改善に向け、データセンター等の通信インフラ整備に係るプロジェクトに我が国企業が参画しているほか、

*3 https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01tsushin08_02000155.html

JICTを通じてインドにおけるデータセンターの整備・運営事業（2022年10月に最大8,600万米ドルの出資等及び2024年5月に最大9,120万米ドルの追加出資を支援決定）を支援している。

日本方式の地上デジタルテレビ放送については、中南米を中心に、日本を含む20か国が同方式を採用しており、2022年10月にはボツワナにおいて、海外での採用国として初めて全土でアナログ放送停波が完了し、コスタリカ（2023年1月）、チリ（2024年4月）においても全土でアナログ放送停波が完了した。総務省では、今後も引き続きデジタル放送への円滑な移行にかかる支援を実施していく。

イ デジタル技術の利活用モデル

医療分野における利活用については、中南米地域を中心にスマートフォンによる遠隔医療システムを受注するとともに、2020年度からは東南・南西アジア諸国への高精細映像技術を活用した内視鏡及び医療AIによる診断支援システムの普及展開に向け、現地病院における実証も通じて検討を進めている。

防災分野における利活用については、2025年度にインドネシアにおいて、2024年に我が国のODAによる整備が完了し、運用が開始されている災害情報伝達・共有システム「Disaster Prevention Information System（DPIS）」の更なる高度化等に向けた基礎調査を実施した。

ウ 放送コンテンツ

総務省では、放送コンテンツの海外輸出額を2025年度までに1.5倍（対2020年度比）とする目標を達成し、新たに、日本発コンテンツの海外市場規模を2033年度の20兆円に拡大する政府目標に貢献するため、海外展開を前提に先進的映像設備等を活用したドラマ等の実写コンテンツの製作支援やタイにおける配信実証等により、放送・配信コンテンツの海外展開の推進に官民連携して取り組んでいる。

エ その他

（ア）消防分野

2018年10月8日にベトナムとの間で「日本国総務省とベトナム社会主義共和国公安省との消防分野における協力覚書」を締結して以来、予防政策や消防用機器等の基準等についての意見交換等を行うことで、日本の消防用機器等の品質の高さをPRしてきた。また、火災予防技術に関する研修を実施している。引き続き、ベトナムをはじめ幅広く東南アジア諸国等に対し働き掛けていくことで、日本の規格に適合する消防用機器等の海外展開を推進していく。

（イ）郵便分野

アジア太平洋地域、中東欧地域等の主に新興国・途上国を対象に、郵便サービスの品質向上や郵便業務の最適化に関する課題やニーズを把握し、その解決や実現に資する我が国の知見・経験や技術・システムを提供するアプローチを通じて、官民一体となって日本型郵便インフラシステムの海外展開の取組を推進している。^{*4}

（ウ）行政相談

行政相談分野では、各国の公的オンブズマンとの連携・協力等が行われており、ベトナム、ウズベキスタン、イラン、タイの4か国とは、行政苦情救済に係る協力の覚書をそれぞれ締結している。これに基づき、例えば、ベトナムから研修生を計約310人受け入れるなどの取組が実施されてきた。

^{*4} 具体的な取組については、第Ⅱ部第2章第9節3②「日本型郵便インフラの海外展開支援」参照

3 デジタル経済に関する国際的なルール形成などへの貢献

1 信頼性のある自由なデータ流通 (DFFT)

DFFT (Data Free Flow with Trust (信頼性のある自由なデータ流通)) については、2023年4月に開催されたG7群馬高崎デジタル・技術大臣会合でDFFT具体化のための国際枠組みであるIAP (Institutional Arrangement for Partnership) の立ち上げに合意し、5月に開催されたG7サミットでIAPの設立の承認を経て、12月にOECDの下で設立された。

2 サイバー空間の国際的なルールに関する議論への対応

ア サイバー空間の国際ルールづくり

総務省では、サイバー空間の国際的なルールづくりに関し、①民主主義を支えるだけでなく、イノベーションの源泉として経済成長のエンジンとなる情報の自由な流通に最大限配慮すること、②サイバーセキュリティを十分に確保するためには、実際にインターネットを利用し、ネットワークを管理している民間企業や学術界、市民社会等あらゆる関係者の参画（マルチステークホルダーの枠組み）が不可欠であることの2点を重視している。これを踏まえ、デジタルエコノミーに関する日米対話（日米DDE）等二国間対話において関連の議題を取り上げ、同志国との連携を強化することに加えて、2022年4月には、コアメンバー国（日本、米国、オーストラリア、カナダ、EU、英国）及び有志国において、「未来のインターネットに関する宣言」を立ち上げるなど、多国間会合における議論にも積極的に参加している。

イ サイバーセキュリティに関する二国間・多国間対話

サイバーセキュリティに関する二国間の政府の議論については、日本・米国間で2025年6月に「第10回日米サイバー対話^{*5}」、日本・EU間で2026年1月に「第7回日・EUサイバー対話^{*6}」、日本・英国間で同年2月に「第9回日英サイバー対話^{*7}」が開催され、情勢認識、両国または日本・EUにおける取組、国際場裡における協力、能力構築支援等について議論を行うなど、各国との連携強化を進めている。

サイバーセキュリティに関する多国間の議論については、日ASEANサイバーセキュリティ政策会議等において、各国の取組状況やASEAN地域に対する能力構築支援の状況等に関する意見・情報交換が行われている。また、日本・米国・オーストラリア・インド4か国のいわゆるクアッドの取組の下で、サイバーセキュリティに関する協力について合意されており、政府一体となって同志国との連携強化に向けた議論が行われ、2022年5月の首脳会合共同声明にて「日米豪印サイバーセキュリティ・パートナーシップ：共同原則^{*8}」が公表された。

3 ICT分野における貿易自由化の推進

世界貿易機関（WTO：World Trade Organization）を中心とする多角的自由貿易体制を補完し、二国間の経済連携を推進するとの観点から、我が国は経済連携協定（EPA：Economic Partnership Agreement）や自由貿易協定（FTA：Free Trade Agreement）の締結に積極的に取り組んでいる。

具体的には、2018年以降、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP：Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership）、日EU経済連携協

^{*5} https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/pressit_000001_02292.html

^{*6} https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/pressit_000001_03261.html

^{*7} https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/pressit_000001_03394.html

^{*8} <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100347891.pdf>

定（日EU・EPA）、日米デジタル貿易協定、日英包括的経済連携協定（日英EPA）、地域的な包括的経済連携協定（RCEP）について議論し、署名・発効に至ったほか、2026年3月には日・UAE 包括的経済連携協定（CEPA）の交渉妥結に至り、現在も日GCC・EPA等の交渉を継続して行っている。なお、いずれのEPA交渉においても、電気通信分野については、WTO水準以上の自由化約束を達成すべく、外資規制の撤廃・緩和等の要求を行うほか、相互接続ルール等の競争促進的な規律の整備に係る交渉や、締結国間での協力に関する協議も行っている。

4 戦略的国際標準化の推進

情報通信分野の国際標準化は、規格の共通化を図ることで世界的な市場の創出につながる重要な政策課題であり、国際標準の策定において我が国が戦略的にイニシアティブを確保することが、国際競争力強化の観点において極めて重要であることから、総務省では国際標準化活動を戦略的に推進している。

具体的には、情報通信分野のデジュール標準^{*9}に加え、近年その存在感が増してきているフォーラム標準^{*10}に関する動向調査、国際標準化人材の育成、標準化活動の役割やその効果について理解を深める取組等を実施している。

また、2024年度からは、内閣府の標準活用加速化支援事業を活用し、国際標準化活動の持続的な推進を支える人材基盤の強化に向けた取組を実施している。具体的には、情報通信・デジタル分野の標準化（ルール形成）人材に求められる役割・知識・スキル等を体系化したスキルセットによる講習カリキュラム等の開発や、教育プログラムに係る事業モデルを設計・構築し、民間事業者等による教育プログラムの実活用・普及に向けた取組を行っている。加えて、同年から、国際標準化の議論を主導できる将来の役職者の育成や標準化人材の裾野拡大が重要であることから、そういった将来活躍が期待される人材を対象とした、国際標準化活動の支援に関する取組を行っている。

4 経済安全保障の推進

1 国際的な取組

総務省では、5G等の通信分野の経済安全保障上の重要性に鑑み、通信をはじめとするデジタル分野において、2021年4月の日米首脳会談を契機として立ち上げられた「グローバル・デジタル連結性パートナーシップ」（GDGP：Global Digital Connectivity Partnership）や2022年5月の日米豪印（クアッド）首脳会合の機会に署名された「5Gサプライヤ多様化及びオープンRANに関する協力覚書」等を踏まえて、2023年5月の日米豪印首脳会合において、「オープンRANセキュリティ報告書」を発表した。また、2023年10月に立ち上げられた日本、英国、オーストラリア、カナダ、米国による「電気通信に関するグローバル連合」（GCOT：Global Coalition on Telecommunications）^{*11}にて2025年1月にオープンRAN及びAIに関する成果文書^{*12}を公表するなど、米国をはじめとした同志国と連携しながら、グローバルなデジタルインフラの安全性・信頼性確保に向けた取組を進めているところである。

2 国内での取組

また、国内においても経済安全保障の制度整備が進められている。2022年に成立した経済安全保障

*9 国際電気通信連合（ITU：International Telecommunication Union）などの公的な国際標準化機関によって策定された標準

*10 複数の企業や大学などが集まり、これらの関係者間の合意により策定された標準

*11 https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01tsushin08_02000163.html

*12 https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01tsushin08_02000185.html

推進法^{*13}に基づき、基幹インフラ役務の安定的提供の確保に関する制度の運用を2024年5月から開始した。総務省では、電気通信事業、放送事業及び郵便事業を対象として一定の要件を満たす事業者を特定社会基盤事業者（基幹インフラ事業者）として指定し^{*14}、重要設備の導入や維持管理に関する届出を求めることで、サービスの継続性・信頼性の確保を図っている。

さらに近年、経済安全保障を取り巻く環境は大きく変化していることから、2025年11月から経済安全保障推進会議^{*15}及び経済安全保障法制に関する有識者会議^{*16}において、経済安全保障推進法の見直しに向けた検討を行い、サプライチェーンの更なる強靱化に向けた取組をはじめとする経済安全保障推進法の改正案が第221回国会に提出され、2026年6月に成立した。

5 多国間の枠組みにおける国際連携

総務省では、G7/G20、APEC、APT、ASEAN、ITU、国際連合、WTO、OECD等の多国間の枠組みで政策協議を行い、情報の自由な流通の促進、安心・安全なサイバー空間の実現、質の高いICTインフラの整備、国連持続可能な開発目標（SDGs）の実現への貢献等のICT分野に関する国際連携の取組を積極的にリードしている。

1 G7・G20

G7の枠組みにおいては、2016年4月のG7香川・高松情報通信大臣会合が発端となり、デジタル経済の発展に向けた政策等について活発な議論が行われている。

また、中国、インド等を含むG20の枠組みでも、デジタル経済に関する議論が継続的に行われるようになってきている。具体的には、2019年6月に茨城県つくば市において開催した「G20茨城つくば貿易・デジタル経済大臣会合」では、AIについて、G20ではじめて「人間中心」の考えを踏まえたAI原則に合意した。同原則は、G20大阪サミットでは首脳レベルでも合意された。また、信頼性のある自由なデータ流通（DFFT）の促進の理念についても首脳レベルで支持され、2020年G20デジタル経済大臣会合（サウジアラビア）で重要性が再確認され、その後、2024年のG20リオデジャネイロ首脳宣言等においても重要性が確認されてきている（図表Ⅱ-2-8-3）。

*13 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号）

*14 https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/kokumin/keizai_anken_hosho/index_00001.html

*15 経済安全保障推進会議：https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_anken_hosyo/index.html

*16 経済安全保障法制に関する有識者会議：https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_anken_hosyohousei/4index.html

図表Ⅱ-2-8-3 G7/G20における情報通信・デジタルの議論の経緯（概要）



2 広島AIプロセス

生成AIの急速な発展と普及が国際社会全体にとって重要な課題となっていることを踏まえ、広島サミットにおいて生成AIに関する国際的なガバナンスについて議論を行うことを目的とした「広島AIプロセス」*17を立ち上げることとなった。本プロセスでは、2023年5月以降G7で集中的な議論を行い、9月に「G7広島AIプロセスデジタル・技術閣僚会合」を開催し、中間的な成果を取りまとめた。その後、12月に再度G7デジタル・技術閣僚会合を開催し、G7日本議長国下の広島AIプロセスの成果物として、生成AI等の高度なAIシステム開発・利用に関する初の国際的政策枠組みである「広島AIプロセス包括的政策枠組み」*18及びG7の今後の取組について示した「広島AIプロセスを前進させるための作業計画」を取りまとめた。これらの成果は同月に発出されたG7首脳声明で承認された。当該作業計画を踏まえ、2024年のG7議長国のイタリアは、「広島AIプロセス」を継続して推進することを表明し、3月に採択された「G7産業・技術・デジタル閣僚宣言」では、生成AI開発における透明性及び説明責任を促進するため、「国際行動規範」の遵守状況をAI開発者自らが自主的に報告、公表するための手法として「報告枠組み」を開発・導入することに合意した。以降、G7で議論を進め、12月に「報告枠組み」の基本的な運用方法及び質問票の最終版に各国が合意し、2025年2月、正式に「報告枠組み」の運用が開始された。同年4月、日本企業7社を含む19組織が初回の回答を提出し、OECDのウェブサイト上で公表された。2025年のG7カナダ議長国下においては、広島AIプロセスの成果を基に信頼できるAIの導入に焦点を当てた「中小企業におけるAI導入のためのツールキット」が作成・発表された。

*17 広島AIプロセスウェブサイト：<https://www.soumu.go.jp/hiroshimaaiprocess/>

*18 本政策枠組みは「生成AIに関するG7の共通理解に向けたOECDレポート」、「全てのAI関係者向け及び高度なAIシステムを開発する組織向けの広島プロセス国際指針」、「高度なAIシステムを開発する組織向けの広島プロセス国際行動規範」、「プロジェクト・ベースの協力」の4点で構成。

また、2024年5月に開催されたOECD閣僚理事会では、生成AIに関するサイドイベント「安全、安心で信頼できるAIに向けて：包摂的なグローバルAIガバナンスの促進」において、岸田総理大臣（当時）から広島AIプロセスの精神に賛同する国々の自発的な枠組みである「広島AIプロセス・フレンズグループ」を49か国・地域の参加を得て立ち上げることを発表した。以降、オンラインによる情報交換等の会合を行ってきたが、2025年2月、広島AIプロセスのより一層の推進を図り、今後の国際社会におけるAIガバナンスの議論等に関し、フレンズグループ参加国間の連携を強化するため、初の対面会合を開催した。その後も定期的なオンライン会合と、年1回程度の対面会合を開催し、フレンズグループ参加国及び、広島AIプロセスの精神に賛同する民間企業や国際機関等が参画しフレンズグループの活動を支援する「広島AIプロセス・パートナーズコミュニティ」とともに国際的なAIガバナンスに係る情報交換や議論を行っている。

なお、AIガバナンスに係る国内政策として、総務省及び経済産業省は、AIの安全安心な活用が促進されるよう、我が国におけるAIガバナンスの統一的な指針を示した「AI事業者ガイドライン^{*19}」を2024年4月に策定・公表（第1.0版）、2025年3月には国内外の動向を踏まえた更新（第1.1版）を行った。さらに、AIエージェント等の技術の動向や、広島AIプロセス等の国際的なAIガバナンスの議論に関する動向及び、2025年9月に全面施行された「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律」（令和7年法律第53号）等を踏まえ、2026年3月に第1.2版として更新した。

3 アジア太平洋経済協力（APEC）

アジア太平洋経済協力（APEC：Asia-Pacific Economic Cooperation）は、アジア・太平洋地域の持続可能な成長と繁栄を目的とし、域内の21の国と地域が参加する経済協力の枠組みである。電気通信分野に関する議論は、電気通信・情報作業部会（TELWG：Telecommunications and Information Working Group）及び電気通信・情報産業大臣会合（TELMIN：Ministerial Meeting on Telecommunications and Information Industry）を中心に行われている。

2021年のAPEC首脳会議で「アオテアロア行動計画」が採択されたことに伴い、TELWGでは、現在、同行動計画の中で経済的推進力の一つとして掲げられている「イノベーションとデジタル化」の分野について実施促進のための検討を進めている。

総務省においては、年2回開催されるTELWGや、TELMINにおける議論への参加、ICTによる高齢化社会の問題解決に関するプロジェクトの推進や我が国におけるICT政策の周知等の活動を通じ、積極的に貢献している。2025年8月には、2015年にマレーシアで開催されて以来10年ぶりとなるTELMIN^{*20}が韓国で開催され、成果文書として閣僚声明が採択された^{*21}。

4 アジア・太平洋電気通信共同体（APT）

アジア・太平洋電気通信共同体（APT：Asia-Pacific Telecommunity）は、1979年に設立されたアジア・太平洋地域における情報通信分野の国際機関で、同地域における電気通信や情報基盤の均衡した発展を目的として、研修やセミナーを通じた人材育成、標準化や無線通信等の地域的政策調整等を行っており、2021年から、我が国の近藤勝則氏（総務省出身）が事務局長を務めている。

総務省では、APTへの拠出金を通じて、デジタル・トランスフォーメーション、無線通信、サイバー

^{*19} AI事業者ガイドライン

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/ai_network/02ryutsu20_04000019.html

https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/ai_shakai_jisso/20240419_report.html

^{*20} 本会合（TELMIN11）に関しては、APEC デジタルAI大臣会合とも呼称されている。

^{*21} https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01tsushin08_02000194.html

セキュリティ等我が国が強みを有するICT分野で研修生の受け入れ、ICT技術者・研究者交流等の活動を支援している。2025年度は、10件の研修、4件の国際共同研究が採択された。

APTでは、約5年に一度、APT加盟国の大臣級が参加する大臣級会合を開催している。会合では、アジア・太平洋地域におけるICT分野の発展に向けて地域協力を一層強化するための方向性を宣言として公表する。2025年5月には、「APT大臣級会合2025」が東京で開催され、アジア・太平洋地域における持続可能で公平なすべての人のためのデジタル・トランスフォーメーション（DX）を促進するための共通のビジョンとして、全会一致で「東京宣言」*22が採択された。

5 東南アジア諸国連合（ASEAN）

東南アジア諸国連合（ASEAN：Association of South - East Asian Nations）は、東南アジア11か国からなる地域協力機構であり、経済成長、社会・文化的発展の促進、政治・経済的安定の確保、域内諸問題に関する協力を主な目的としており、「ASEANデジタル大臣会合（ADGMIN）」においてデジタル分野における政策が協議されている。

ア 「ASEANデジタルマスタープラン2030」における目標達成への貢献

2026年1月に策定された「ASEANデジタルマスタープラン2030」の目標達成に向けて、我が国は日ASEAN間の今後の1年間のICT分野における協力・連携施策に関する「日ASEANデジタルワークプラン」を毎年提案し、ASEAN側から承認を得た上で様々な協力を実施しており、例えば、我が国拠出金により設立された日ASEAN情報通信技術（ICT）基金等を活用しASEAN各国と共同プロジェクトを実施している。

さらに、2026年に開催された日ASEANデジタル大臣会合（ADGMIN+J）において、日ASEANのAI協力の深化を目的として「安全、安心で信頼できるAIの推進に関する日ASEANデジタル大臣共同声明」が採択され、ASEAN各国におけるAIエコシステムとともに、グローバルなAIエコシステムの構築に向けて、日ASEAN間で具体的な協力を進めることとなっている。

イ サイバーセキュリティ分野における協力体制の強化

現在、日ASEANサイバーセキュリティ能力構築センター（AJCCBC：ASEAN Japan Cybersecurity Capacity Building Centre）*23で、ASEAN各国の政府機関及び重要インフラ事業者のサイバーセキュリティ担当者を対象として、実践的サイバー防御演習（CYDER）をはじめとするサイバーセキュリティ演習等をオンライン形式又は実地形式にて継続的に実施している。2023年からは新たなプロジェクト体制のもと、2027年まで演習コンテンツ等の充実化を図りながら活動が継続される予定となっている。

また、総務省では、ASEAN各国のインターネットサービスプロバイダ事業者を対象とした日ASEAN情報セキュリティワークショップを定期的を開催するなど、関係者間の情報共有の促進及び連携体制の構築・強化を図っている。2025年3月に会合を実施し、日本及びASEAN各国間のサイバーセキュリティ分野における協力・連携関係の維持・発展を図っている。

6 国際電気通信連合（ITU）

国際電気通信連合（ITU：International Telecommunication Union（本部：スイス（ジュネー

*22 https://apt.int/sites/default/files/file_tag/2025/05/APT-MM_2025-Tokyo_Statement_for_press_1.pdf

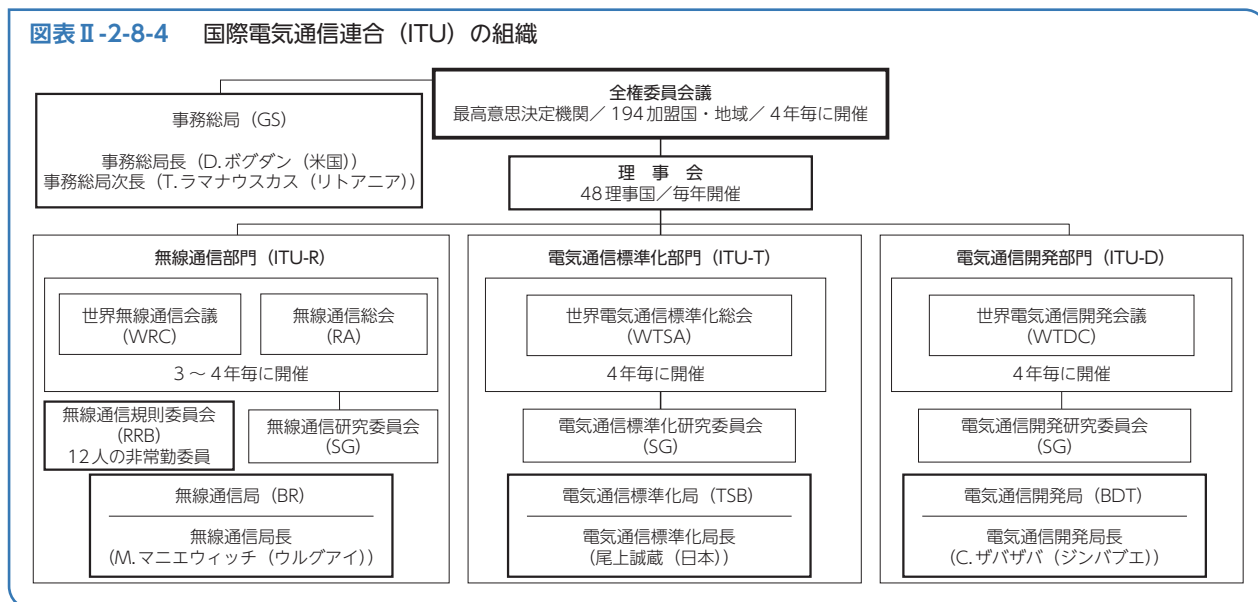
*23 AJCCBC： <https://ajccbc.ncsa.or.th/>

ブ)。194の国と地域が加盟))は、国際連合 (UN) の専門機関の一つで、電気通信の改善と合理的利用のため国際協力を増進し、電気通信業務の能率増進、利用増大と普及のため、技術的手段の発達と能率的運用を促進することを目的としている。次の3部門からなり、周波数の分配、電気通信技術の標準化及び開発途上国における電気通信分野の開発支援等の活動を行っている (図表Ⅱ-2-8-4)。

- ① 無線通信部門 (ITU-R : ITU Radiocommunication Sector)
- ② 電気通信標準化部門 (ITU-T : ITU Telecommunication Standardization Sector)
- ③ 電気通信開発部門 (ITU-D : ITU Telecommunication Development Sector)

2022年9月に全権委員会において選挙が実施され、我が国の尾上誠蔵氏 (元日本電信電話株式会社 CSSO : Chief Standardization Strategy Officer) が電気通信標準化局長として選出され、2023年1月に就任している (任期は1期間4年、最大2期まで可能)。

図表Ⅱ-2-8-4 国際電気通信連合 (ITU) の組織



ア 無線通信部門 (ITU-R) における取組

無線通信部門 (ITU-R) では、あらゆる無線通信業務による無線周波数の合理的・効率的・経済的かつ公正な利用を確保するため、周波数の使用に関する研究を行い、無線通信に関する標準を策定するなどの活動を行っている。

ITU-Rの各研究委員会 (SG : Study Group) から提出される勧告案の承認、次期研究会期における課題や体制の審議等を目的とする無線通信総会 (RA : Radiocommunication Assembly) 及び国際的な周波数分配等を規定する無線通信規則の改正を目的とする世界無線通信会議 (WRC : World Radiocommunication Conferences) は、3~4年に一度開催されるITU-R最大級の会合であり、総務省も積極的に議論に貢献してきた。

2023年11月にアラブ首長国連邦 (ドバイ) にて開催されたRA-23では、2030年頃の実現が想定される次世代の携帯電話システムの規格策定にあたり、求められる能力や利用シナリオ等を含む全体像を与える新規勧告案等が承認された。

同年11月から12月にかけて開催されたWRC-23においては、国際的な移動通信 (IMT : International Mobile Telecommunication) 用周波数帯の拡大や、IMT基地局としての高高度プラットフォーム (HAPS) で利用可能な周波数帯の確保について合意された。2027年に開催が予定されているWRC-27の議題についても審議が行われ、携帯電話と衛星の直接通信のための周波数分配、

月面・月周回軌道での周波数分配、宇宙天気センサー用周波数分配等を議題とすることが合意された。

2024年から2027年の研究会期においては、SG 4（衛星業務）の副議長に河野宇博氏（スカパーJSAT）、SG 5（地上業務）の副議長に今田諭志氏（KDDI）、SG 6（放送業務）の副議長に大出訓史氏（NHK）がそれぞれ任命された。また、WRC-27に向けたアジア・太平洋地域における準備会合（APG-27）において、APG議長に河合宣行氏（KDDI）が選出された。APG-27の第3回会合であるAPG27-3は、2026年7月27日から31日まで、札幌にて開催予定である。

イ 電気通信標準化部門（ITU-T）における取組

電気通信標準化部門（ITU-T）では、通信ネットワークの技術、運用方法に関する国際標準や、その策定に必要な技術的な検討を行っている。

ITU-Tの最高意思決定会合として、4年に一度世界電気通信標準化総会（WTSA：World Telecommunication Standardization Assembly）が開催されており、2024年10月にはインド（ニューデリー）にてWTSA-24が開催された。WTSA-24では、2024年1月に開催されたTSAG（電気通信標準化諮問委員会：WTSAの決議やITU-Tの各研究委員会（SG）の標準化活動等に対し助言を行う役割等を担う委員会）への我が国からの提案を契機に議論されてきた、ITU-Tにおいて16年ぶりとなるSGの統合（SG9とSG16の統合）が合意され、新たにSG21が設立された。また、AIやメタバース等に関する新決議案の承認やSGの役職者の任命等が行われた。

2025年は、WTSA-24後の新研究会期（2025年～2028年）の初年であり、各SGのWG議長／副議長等の任命が行われた。また、2025年5月に開催されたTSAG会合ではJCA-MV（JCA：Joint Coordination Activity）の設立が承認されるなど、WTSA-24の新決議を受けた議論が進められている。

ウ 電気通信開発部門（ITU-D）における取組

電気通信開発部門（ITU-D）では、途上国における情報通信分野の開発支援を行っている。ITU-Dの最高意思決定会議として、4年に一度世界電気通信開発会議（WTDC：World Telecommunication Development Conference）が開催されており、2025年11月にはアゼルバイジャン（バクー）にて、WTDC-25が開催された。WTDC-25では、「Universal, Meaningful, and Affordable Connectivity for an Inclusive and Sustainable Digital Future」をテーマとして、持続可能なデジタル未来に向けた普遍的・有意義・手頃な接続の実現を目指した。会議では、WTDC-25宣言、2026-2029行動計画、2028-2031戦略計画が採択され、デジタル格差解消に向けた国際協力の方向性が示された。また、AIに関する新決議案の承認やSGの役職者の任命等が行われた。

総務省は、ITUと協力して、デジタルインフラ及びレジリエンスの強化等を図るConnect2Recoverイニシアティブ、技術支援や起業支援を行うためのInnovation and Entrepreneurship Alliance、アジア太平洋においてICTインフラのレジリエンス強化やサイバーセキュリティ人材育成を目的とする各種プロジェクト等を実施している。

7 国際連合

ア グローバル・デジタル・コンパクト（GDC）

2021年9月、グテーレス国連事務総長が発表した報告書「Our Common Agenda」において、「すべての人にとってオープンで自由かつ安全なデジタルの未来のための共有原則を概説する」ことを期待して、2023年9月、翌年開催する未来サミットで「グローバル・デジタル・コンパクト（GDC）」に合意することが提案された。その後の議論を経て、GDCは、2024年の未来サミットの成果文書「Pact

for the Future」のアネックス（添付文書）として採択された（2024年9月22日）。

GDCは、包摂性、開発志向、マルチステークホルダー等の原則（principles）を示すとともに、5つの目的（objectives）等について規定している。5つの目的には、デジタル格差の解消やAIの国際的なガバナンス強化等が含まれている。

イ インターネット・ガバナンス・フォーラム（IGF）

インターネット・ガバナンス・フォーラム（IGF：Internet Governance Forum）は、インターネットに関する様々な公共政策課題について、政府、民間、技術・学術コミュニティ、市民社会等のマルチステークホルダーが対等な立場で対話を行うインターネット政策の分野で最も重要な国際会議の1つである。

2023年10月、我が国はホスト国として、国立京都国際会館（京都府京都市）において、第18回IGF会合を開催し、当時として史上最多となる6,000人以上の現地参加者、オンラインを含めて約1万人の参加を得た。オープニングセレモニーでは、岸田総理大臣（当時）が開会挨拶として、民主主義社会の基盤としてのインターネットの重要性を強調するとともに、インターネットの恩恵を最大化するために、負の側面への対応を含め、「マルチステークホルダーアプローチの議論」にコミットすることを力強く表明した。

また、オープニングセレモニーに続いて実施したAI特別セッションでは、我が国が議論をリードしている広島AIプロセスについて、広く国際社会に発信した。岸田総理大臣（当時）のキーノートスピーチでは、「グローバルサウスを含む国際社会全体が、安心・安全・信頼できる生成AIの恩恵を享受し、更なる経済成長や生活環境の改善を実現できるような国際的なルール作りを牽引」していくことを強調した。また、鈴木総務大臣（当時）から、「AI開発者向けの国際的な指針及び行動規範」の議論の状況について紹介したほか、今後も様々な関係者の意見を聞く取組を続ける旨を表明した。本セッションを通じ、G7以外も含めた各国政府、産業界、国際機関、学界等のマルチステークホルダーのパネリストから、広島AIプロセスへの賛同や期待の声が寄せられた。

さらに、IGF開催期間を通じて会場内に展示会場（「IGF Village」）が併設され、世界から72の企業・団体が出展した。我が国からは電気通信事業者や研究機関等25の企業・団体が遠隔ロボットやマンガ海賊版対策等に関する出展を行い、ブースを訪れた各国からの参加者との交流を通じて国際社会に対し我が国の技術力や取組を積極的に発信した。

2024年12月には、サウジアラビアで第19回会合、2025年6月にはノルウェーで第20回会合が開催され、我が国はインターネットガバナンス及びAIに関するセッションを主催したほか、複数のセッションに参加し「マルチステークホルダーアプローチ」の重要性について発信するなど、引き続き同会合への積極的な貢献を果たしている。

8 世界貿易機関（WTO）

世界貿易機関（WTO：World Trade Organization）における電気通信分野の交渉については、2001年から始まったドーハ・ラウンド交渉の停滞に伴い、1997年に合意した基本電気通信交渉以降の進捗は見られない状況にある。一方、昨今のインターネット上のデータ流通を取り扱う電子商取引分野への注目の高まりを踏まえ、WTOにおける有志国の取組として、2019年より電子商取引交渉が正式に開始され、2024年、共同議長国（日本・オーストラリア・シンガポール）は、交渉参加国・地域を代表して、電子商取引に関する協定の安定化したテキストを達成した旨の共同議長国声明を発出するとともに、テキストを公表した。

協定テキストを公表して以来、同協定をWTO協定に組み込むことが目指されているが、組込みに必要な全WTO加盟国によるコンセンサスの形成には至っていないため、WTO協定への組込みが実現するまでの間、電子商取引協定を有志国（日本を含む66のWTO加盟国）の間で実施するべく、「電子商取引に関する協定のための暫定的な措置に関する宣言」*²⁴が2026年3月に発出された。今後、これらの参加国は、電子商取引協定の受諾に必要な国内手続を進め、同協定の実施を目指すこととなる。

9 経済協力開発機構（OECD）

経済協力開発機構（OECD：Organisation for Economic Co-operation and Development）のデジタル政策委員会（DPC：Digital Policy Committee）では、ICT分野について先導的な議論が行われており、総務省は、OECD事務局への人材や財政面の支援を行うほか、DPC議長（2020年1月～）や、各作業部会副議長を総務省から輩出するなど、OECDにおける政策議論に積極的に貢献している。

DPCは、2016年からAIに関する取組を進めており、AIに携わる者が共有すべき原則、政府が取り組むべき事項等を示し、AIに関する初の政府間の合意文書となる「AIに関する理事会勧告」を2019年5月に採択・公表した。

2024年5月には、フランス・パリでOECD閣僚理事会（MCM：Meeting of the OECD Council at Ministerial Level）が開催され、OECD加盟から60周年を迎える日本が議長国を務めた。会合では広島AIプロセスの成果も踏まえた議論が行われ、閣僚声明ではOECD加盟国がその成果に賛同し、実践に向けた取組を協力して進める旨が明記されるとともに、「AIに関する理事会勧告」の改定が行われた。

2025年6月のコスタリカが議長国を務めるMCMでは、新興国・途上国向けにOECD・AI原則に基づくAI政策の立案支援を行う「AI政策ツールキット」が発表された。同年8月には、日本の協力の下、「AI政策ツールキット」共創ワークショップがタイ・バンコクの在タイ日本国大使公邸で開催された。また、2026年3月にも同会場において英国と共催する形で再度開催された。

2026年6月のMCMでは、日本が中心となりコスタリカ及び英国とともに本ツールキットの初版を発表した。

10 GPAI

GPAI（The Global Partnership on Artificial Intelligence）は、人間中心の考え方に立ち、「責任あるAI」の開発・利用を実現するため設立された国際的な官民連携イニシアティブである。2019年ビアリッツサミット（フランス）においてGPAIの立ち上げが提唱され、2020年5月の米議長国下のG7科学技術大臣会合において立ち上げに関するG7の協力を合意した後、同年6月に14か国とEUが参加して創設された。

2022年11月、GPAIサミット2022を日本で開催し、同月から1年間我が国が議長国を務めた。閣僚理事会において、議長国である日本のイニシアティブによりGPAIサミットでは初となる閣僚宣言が採択され、人間中心の価値に基づくAIの利用促進、AIの違法かつ無責任な使用への反対、持続可能で強靱かつ平和な社会への貢献等について各国で合意した。

2023年12月、2024年の議長国を務めるインドがGPAIサミット2023を開催し、閣僚宣言において、AI研究とイノベーションのための重要な資源（例：AIコンピューティング、高品質なデータセッ

*²⁴ https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/pressit_000001_03554.html

ト等)への公平なアクセスを促進することを目的としたプロジェクトを支援すること、アジア地域初となるGPAI東京専門家支援センター(現GPAI専門家コミュニティ東京センター。以下「GPAI東京センター」)を設置すること等が合意された。

さらに、2024年7月、議長国のインドは、臨時でGPAI中間サミットを開催し、OECDの関連作業部会との一体的運営とAI専門家コミュニティの統合により、GPAIとOECDの連携を強化することが決定された。

また、同月、GPAI東京センターは、NICTに設置され、GPAIの枠組みの下、広島AIプロセスの推進に資する生成AIに関するプロジェクトをはじめ、GPAI専門家による調査研究やプロジェクトに対し、運営・管理面での支援を提供している。

11 ICANN

インターネットの利用に必要不可欠なIPアドレスやドメイン名等のインターネット資源については、重複割当ての防止等全世界的な管理・調整を適切に行うことが重要である。現在、これらのインターネット資源の国際的な管理・調整は、1998年に非営利法人として発足したICANN(Internet Corporation for Assigned Names and Numbers)が行っており、IPアドレスの割当てやドメイン名の調整のほか、ルートサーバー・システムの運用・展開のための調整やこれらの業務に関連する方針等の策定を行っている。

総務省は、ICANNの政府諮問委員会(各国政府や国際機関等が参加)の議論に積極的に参加・貢献している。例えば、ICANNで進行中のDNS不正利用^{*25}対策のポリシー策定プロセスについて、政府諮問委員会による対処方針の検討等の作業に貢献し、継続的に議論に参加しているほか、関連するセッションを米国及び欧州委員会と共同で主導し、インターネット上の不法行為の抑止に向けて、上記プロセスの対象ではない論点も含めた継続的な議論の必要性を問題提起している。

6 二国間関係における国際連携

1 米国との政策協力

2021年4月16日の日米首脳会談後に発出された「日米競争力・強靱性(コア)パートナーシップ」^{*26}を踏まえ、安全な連結性及び活力あるデジタル経済を促進するため、同年5月、日米の関係省庁は、「グローバル・デジタル連結性パートナーシップ(GDCP)」^{*27}を立ち上げた(図表Ⅱ-2-8-5)。

総務省は、関係省庁による協力の下、米国国務省との間で「デジタルエコノミーに関する日米対話(日米DDE)」^{*28}を2010年から継続的に開催している。GDCPの立上げ以降、日米DDEはGDCPの推進枠組みとして位置付けられている。総務省では、これらの枠組みを活用しながら、デジタル分野での日米協力を進めている。

第14回日米DDEの官民会合及び政府間会合は、2024年2月6日及び7日に、対面とオンラインのハイブリッドで開催された。同会合では、5G及びBeyond 5G(6G)、AIガバナンス、越境プライバシーシールール(CBPR)、ガバメントアクセスに係る協力、国際場裡における協力、国際連合における協力等幅広い議題について議論し、会合の成果文書として「第14回デジタルエコノミーに関する日米対

^{*25} DNSの仕組みを用いたマルウェア・ボットネット配付やフィッシング等の行為。この点、ICANNでは、レジストリ契約及びレジストラ認定契約において、「マルウェア、ボットネット、フィッシング、ファームウェア、およびスパム(スパムがこのセクションに表示されている他の4つのタイプのDNS不正使用の配信の仕組みとして使用されている場合)」と規定されている。海賊版サイトや児童ポルノ等の問題も同様の枠組みで議論されることがある。

^{*26} https://www.mofa.go.jp/mofaj/na/na1/us/page1_000951.html

^{*27} https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01tsushin08_02000119.html

^{*28} 2023年3月6日及び7日に開催された「第13回インターネットエコノミーに関する日米政策協力対話」に係る政府間共同声明において、同会合の名称を「デジタルエコノミーに関する日米対話」と改称することとした。

話に係る共同声明」を公表^{*29}した。

2024年10月には第9回GDCP専門家レベル作業部会が実施され、日米の第三国連携の更なる推進等について意見交換を行った。

2025年10月に行われた日米首脳会談^{*30}では、AIをはじめとした重要技術等の分野で経済安全保障の取組を強化していくことを確認し、2026年から米国NSFとともにBeyond 5G/6G分野に関する国際共同研究を開始する予定である。

図表Ⅱ-2-8-5 グローバル・デジタル連結性パートナーシップ（GDCP）

GDCPのコンセプト

GDCPは、日米で協力してグローバルに安全な連結性や活力あるデジタル経済を促進することを目的とし、①第三国連携を中心に、②多国間連携、③グローバルを視野に入れた二国間連携（特に5G、Beyond 5G（6G））を推進していく。

第三国連携	第三国向けのICTインフラ展開や人材育成に係る協力等（対象地域はインド太平洋を中心としつつ他の地域を含む）
多国間連携	ITU、G7/G20、OECD、APEC等のマルチの枠組みにおけるさなる協力
二国間連携	5G、Beyond5G（6G）に係る研究開発環境への投資等

2 欧州との協力

ア 欧州連合（EU）との協力

総務省は、欧州委員会通信ネットワーク・コンテンツ・技術総局との間で、ICT政策に関する情報交換・意見交換の場として「日EU・ICT政策対話」を開催している。2026年3月に第31回会合を開催し、5G/Beyond 5G（6G）、海底ケーブルやデータセンターを含むデジタルインフラ、AI、オンラインプラットフォーム、量子技術及びサイバーセキュリティについて議論を行った。

また、2022年5月の日・EU定期首脳協議において立ち上がった「日EUデジタルパートナーシップ」に基づき、日本側は総務省、デジタル庁、経済産業省、EU側は欧州委員会通信ネットワーク・コンテンツ・技術総局を中心とした日EU間のデジタル協力が行われている。総務省は、2024年から、偽・誤情報対策のためのオンラインセーフティに関する当局間の意見交換を定期的に行っている。2025年4月にはNICTに設置した基金を活用し、欧州委員会とともにBeyond 5Gの実現に向けた国際共同研究を開始した。2025年5月には海底ケーブルに関連する課題を幅広く議論するワーキンググループの立上げで一致し、その後4回にわたり議論を行った。

2026年5月に開催した第4回日EUデジタルパートナーシップ閣僚級会合では、5G/Beyond 5G（6G）、海底ケーブル、オンラインプラットフォーム、AI等について議論を行い、本会合の成果として共同声明^{*31}を発出した。

イ 欧州諸国との二国間協力

（ア）英国

2022年12月、総務省は、経済産業省及びデジタル庁と共同で、英国科学・イノベーション・技術省（DSIT）との間で、日英のデジタル分野における優先事項を更に高いレベルで取り扱うため、従前の局長級枠組みから政務級に格上げした「日英デジタルパートナーシップ」を立ち上げた。本パート

*29 https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01tsushin08_02000172.html

*30 https://www.mofa.go.jp/mofaj/na/na1/us/pageit_000001_02519.html

*31 https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01tsushin08_02000202.html

ナートシップに基づき、日英間では、デジタル分野における幅広い協力の取組が行われている。

2024年は、特に将来の電気通信及び多様化に関する二国間協力が強化された。同年11月に、英国 Innovate UK が実施する、グローバル・ビジネス・イノベーション・プログラム（GBIP）が日本に派遣され、総務省及びNICTの支援の下、英国のデジタル分野の研究開発に携わるテック企業と日本の研究機関・企業等との交流が行われた。また、併せて開催された日英テレコム政策対話には総務省とNICT、英国DSITとInnovate UK等が参加し、Beyond 5G/6Gの推進、オープンRANを通じたサプライチェーンの多様化の促進、将来ネットワークにおける技術標準化について意見交換を行った。

2025年1月に開催した第3回日英デジタルパートナーシップ政務級会合では、Beyond 5G/6G分野における研究開発イニシアティブの検討や、広島AIプロセス・フレンズグループを通じた連携強化等、日英デジタルパートナーシップの下で進展した1年間の協力を確認し、次の段階への戦略的方向性を示すものとして、共同声明^{*32}を取りまとめ、公表した。英国との国際共同研究の実現に向けて、2026年6月からBeyond 5G/6G分野に関する研究開発の公募プロセスを開始している。

（イ）ドイツ

総務省は、連邦デジタル・国家近代化省（BMDS）との間で、情報通信分野における政策面での相互理解を深め、連携・協力を推進するため、「日独ICT政策対話」を開催している。2024年11月に第8回会合を開催し、オープンRANに係る双方の取組やBeyond 5Gの実現に向けた研究開発の進捗、AI、偽・誤情報対策、メタバースについて議論を行った。同日、官民会合も開催され、5G/オープンRAN、Beyond 5G、オール光ネットワーク（APN）等の通信ネットワークの新技術に関する日独産業界の取組について情報交換を行った。

また、Beyond 5G/6Gや将来の通信技術に関する協力に係る協力趣意書^{*33}に基づき、連邦研究技術宇宙省（BMFT）との間で、同分野における日独国際共同研究プロジェクトや日独B5G/6G研究ワークショップ（直近では2026年1月に東京で開催）等が行われている。

（ウ）フランス

総務省は、経済・財務・産業・デジタル主権省との間で、ICT分野での重要テーマに関する最新の取組について情報共有を図るため、「日仏ICT政策協議」を開催している。2024年12月に第23回会合を開催し、Beyond 5G/6Gにおける研究開発の取組状況、AIアクション・サミット（2025年2月、パリにて開催）を見据えたAIの利活用及びガバナンス、海底ケーブルを含むデジタルインフラについての議論を行った。

3 アジア・太平洋諸国との協力

総務省では、アジア・太平洋諸国の情報通信担当省庁等との間で、通信インフラ整備、ICTの利活用等のICT分野に関する協力を行っている。

ア 韓国

2023年12月、総務省と韓国科学技術情報通信部との間で、「日韓ICT政策対話」を開催し、AIやオープンRANをはじめとするICT分野における両国の関心事項について意見交換を行った。今後も定期的に開催することとしており、2024年12月には局長級会合、2026年2月には第2回ICT政策対話

*32 https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01tsushin08_02000186.html

*33 https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01tsushin04_02000145.html

を実施した。

イ インド

2025年10月、総務省とインド通信省との間で、デリーにおいて第8回日印ICT政策対話を開催し、デジタルインフラやAIに関する政策の知見を共有するとともに、5G、Beyond 5G/6G、オープンRAN、量子通信等のICT分野における取組状況を共有し、今後の日印間協力について意見交換を行った。また同月、デリーにおいて開催されたアジア最大級の情報通信関連イベント「India Mobile Congress 2025」に総務省として初めてジャパンパビリオンを出展し、ICT分野の最先端の技術やソリューションを有する日本企業の現地でのPR活動を支援した。

ウ 東南アジア諸国

フィリピンとは、2023年2月にフィリピン情報通信技術省とICT分野の協力に関する覚書に署名し、両国間の情報通信分野（オープンRANを含む5Gネットワークの構築支援等）における協力を一層強化していくことに合意した。また、2024年4月の日米比首脳会談において「日比米首脳による共同ビジョンステートメント」が公表され、オープンRANに係る協力等をはじめとする情報通信分野における連携強化を確認した。

インドネシアとは、2023年10月にインドネシア通信情報省（現通信デジタル省）との間での情報通信技術分野の協力に関する覚書にオープンRANの構築等を新たな協力分野として追加し、5G、AI、ビッグデータ等についても総務省とインドネシア通信情報省（現通信デジタル省）との連携を更に深めていくことで一致した。

カンボジアとは、2026年1月にカンボジア郵便電気通信省と両国のデジタル分野（クメール語大規模言語モデルの開発やAI関連人材育成を含むAI分野、オープンRAN、サイバーセキュリティ等）における今後の協力内容に関する共同議事録に署名し、デジタル経済社会の発展に向けた両国間の協力を一層推進することに合意した。

マレーシアとは、2023年11月にマレーシア通信デジタル省（現通信省）と情報通信分野の協力に関する協力覚書に署名し、両国間の情報通信分野（5Gセキュリティや将来の先駆的ネットワーク等）における協力を一層強化していくことに合意した。また、当該覚書に基づき2025年11月に日マレーシアICT共同作業部会を開催し、デジタルインフラ、AI及びオンライン安全性における取組状況を共有するとともに、今後の両国間の協力について意見交換を行った。また、作業部会に合わせて、日マレーシアICT連携カンファレンスを開催し、日マレーシアの企業の取組を両国政府へ紹介する機会を設け、AIやデジタルインフラに関する最新の取組を共有した。

ベトナムとは、2026年5月にベトナム科学技術省と情報通信技術及びデジタルトランスフォーメーション分野における協力に関する覚書に署名し、大規模言語モデルやAIガバナンスを含むAI、オープンRAN、デジタルインフラ、IoT等の新興デジタル技術、インターネット利用環境整備等の具体的分野における両省の協力を強化し、また企業、研究機関等の協力及び交流を促進することに合意した。

シンガポールとは、日本とシンガポールとの間の戦略的パートナーシップに基づき、シンガポールデジタル開発・情報省との間で、第1回日シンガポールデジタル協力対話を開催した。本対話では、デジタルインフラ、オンライン安全性、量子暗号通信、AI等、情報通信分野における取組について意見交換を行い、両国共通の政策課題について今後も引き続き連携して取り組むことで一致した。また、両国企業から両国間の連携プロジェクトや最新技術の共有を行い、官民を挙げて日星連携の更なる深化に取り組むことを確認した。

エ オーストラリア

2022年7月の、インド太平洋におけるテレコミュニケーションの強靱性及び安全性に関する日豪共同声明を受け、「日豪テレコミュニケーション強靱化政策対話」が設置された。日本側は総務省、オーストラリア側は内務省及びインフラ・運輸・地域開発・通信・スポーツ・芸術省が参加する枠組みであり、オープンRANを含む5G、海底ケーブル、衛星通信といった情報通信分野における情報共有や議論を定期的に行うとともに、必要に応じて共同プロジェクトの実施を検討し、「自由で開かれたインド太平洋」(FOIP)の実現に向け、インド太平洋地域のデジタル接続性の確保・向上を目指すこととしている。

本政策対話の第4回会合及び両国の民間セクターを交えたトラック1.5会合は2026年6月に開催された。オープンRAN、海底ケーブル、データセンター、サイバーセキュリティ、非常時における通信、オンライン安全性等、情報通信分野に関する取組について情報共有・意見交換を行い、今後とも両国共通の政策課題について引き続き連携して取り組んでいくことで一致した。トラック1.5会合においては、両国の民間セクターを交え、各社からインド太平洋地域における情報通信分野のプロジェクトや最新技術の共有を行い、官民を挙げて更なる日豪連携の深化に取り組むことを確認した。

4 中南米諸国との協力

中南米では、2006年にブラジルで日本方式の地上デジタル放送の採用がされた後、14か国で日本方式が採用されており、各国のアナログ放送の停波に向けた取組を支援してきた。

また、近年、総務省は、地上デジタル放送日本方式の採用により伝統的に良好な協力関係にある放送分野のみならず、幅広いICT分野での協力関係に深化させるため、中南米諸国とICT分野における協力覚書を締結してきており、直近では、2024年5月にパラグアイ情報通信技術省及び国家電気通信委員会、同年8月にコスタリカ科学技術・電気通信省、同年9月にコロンビア情報技術・通信省、2025年3月にブラジル通信省との間で、それぞれ協力覚書を締結した。

各国との協力覚書に基づく具体的な取組として、我が国の優れたICTを活用し社会課題を解決する取組を進めており、直近では、2025年度に、コロンビアにおいて我が国ICTを活用した早期地震検知・解析技術の導入可能性に係る実証を実施するとともに、エルサルバドルにおいてセルブロードキャストサービス(CBS)の実証を行い、またブラジルにおいては我が国メッシュWiFi技術を活用したICTソリューションの実証を行った。

また、日米の第三国連携として中南米各国に対して5Gのセミナーを行い、特にオープンでセキュアな5Gネットワーク構築の重要性を説明しているところ、2024年12月にはブラジルにおいて同国及び米国政府の共催によるオープンRANシンポジウムが開催され、総務省からも参加の上、我が国のオープンRAN推進に係る取組を説明した。加えて、本分野で優れた技術を有する日本企業の中南米への展開支援も行っており、2025年度には、ブラジルでオープンRANによる5Gを活用した遠隔医療ソリューションの実証を行った。

5 その他地域との協力

ア アフリカ地域との協力

アフリカ諸国と総務省のICT協力は、ボツワナ(2013年採用、2022年10月完全デジタル化)、アンゴラ(2019年)における地上デジタル放送日本方式の採用を端緒として進展してきた。2023年5月には、エジプト通信・情報技術省と情報通信技術・郵便分野における協力覚書、2024年2月には、ケニア情報通信・デジタル経済省と情報通信技術・郵便分野における協力覚書を締結した。ケニアについ

では、協力覚書の一環として、2025年6月には、ケニアで日本企業の海外展開支援を目的としたICTワークショップを開催し、また2025年8月に横浜で開催された第9回アフリカ開発会議（TICAD9）では、「デジタルインパクトinアフリカ-通信インフラ普及の重要性と方策-」と題する公式テーマ別イベントを開催し、アフリカにおけるデジタルサービスの重要性、現地のニーズに合った通信インフラの整備方法、ICT分野の持続可能な発展に向けた国際連携のあり方等について議論するセミナーを開催した。

また、通信インフラ整備、医療ICT、遠隔教育等の実証を、セネガル、コートジボワール、ルワンダ等で実施し、これら実証を通じアフリカの社会課題解決に取り組むとともに、優れた通信インフラ技術やデジタルサービスを有する日本企業のアフリカ展開を支援している。

イ 中東地域との協力

サウジアラビアについては、「日・サウジ・ビジョン2030」（2017年）及び総務省とサウジアラビア通信・情報技術省との間で署名したICT協力に関する協力覚書（2019年）に基づき、二国間協力を進めており、近年では、官民ワークショップ（2022年1月）、政策ワークショップ（2023年12月）、中東最大規模の技術展示会であるLEAPにおける日本ブースの出展及び官民ワークショップ（2024年3月）の開催や在サウジアラビア日本国大使館との共催によるオール光ネットワーク（APN）に関するワークショップの開催（2026年1月）などを通じて、両国官民の協力関係構築や日本企業の技術展開支援を行っている。

また、イスラエルとの外交樹立70周年を契機として、2023年4月に、イスラエル通信省との間で電気通信技術及び郵便分野における協力覚書を締結した。

ウ 中央アジア・コーカサス地域との協力

総務省は、同地域との間で、二国間協力や官民連携を通じた情報通信分野における協力を進めている。

ウズベキスタンとは、2014年に協力覚書を締結し、2019年に更新して以降、同覚書に基づき、通信インフラやICTソリューションを中心とした協力関係を継続している。

また、ジョージアとは、2023年に協力覚書を締結し、両国間の協力の枠組みを構築している。

さらに、2025年11月には、アゼルバイジャンにおいて「中央アジア・コーカサス地域デジタルコネクティビティセミナー」を開催し、中央アジア・コーカサス地域各国代表者、日本及びアゼルバイジャン企業、国際機関とともに、デジタルコネクティビティの強化を通じた、地域の安定と発展に向けた具体的な連携の可能性について議論した。あわせて、同セミナーの機会を捉え、アゼルバイジャンとの間で協力覚書を締結した。

加えて、2025年12月に東京で開催された「中央アジア+日本」対話・首脳会合の機会を捉え、カザフスタンとの間で協力覚書を締結し、ICT分野における協力関係の構築を進めている。